

三朝町消防団デジタル化事業プロポーザル実施要領

令和6年4月 三朝町総務課危機管理局

1 目的

三朝町（以下「本町」という。）及び本町消防団の災害対応力の向上及び事務の効率化を図るため、消防団専用アプリケーション又はそれに準ずるサービスを導入する。

2 本業務の概要

- (1) 業務の名称 三朝町消防団デジタル化事業
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 契約方法 随意契約
- (5) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (6) 委託上限額 1,306,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）（注）

なお、次に掲げる経費等について計上すること。

- ・年間利用料（内訳がある場合は項目ごとに明記すること。）
- ・初期導入に係る経費がある場合は、その金額
- ・次年度以降に別途料金等が発生する場合は、その金額

（注）この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の上限を定めたものであり、この範囲内での提案がプロポーザル審査の対象となり、超えた場合は失格とする。

- (7) 担当部署 三朝町総務課危機管理局

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2

電話 0858-43-3500

ファクシミリ 0858-43-0647

電子メール saigai@town.misasa.tottori.jp

3 プロポーザルに係る日程等

内容	期日または期間
募集公告	令和6年4月18日（木）
質問期間	令和6年4月26日（金）17時まで
企画提案参加申込書受付期間	令和6年5月7日（火）17時まで
参加資格審査結果通知日	令和6年5月10日（金）
企画提案書受付期間	令和6年5月24日（金）17時まで
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年6月上旬頃
選定結果通知日	令和6年6月中旬頃

4 プロポーザル参加資格

参加者は、募集公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、最優秀提案者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国や地方自治体の競争入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

5 実施要領に関する質問について

- (1) 質問方法 電子メールでのみ受け付ける。質問には「質問・回答書（様式 5）」を使用すること。
- (2) 提出先 三朝町役場 総務課危機管理局 宛
電子メール saigai@town.misasa.tottori.jp
- (3) 受付期間 令和 6 年 4 月 26 日（金）17 時まで
- (4) 回答方法 三朝町ホームページにて公表する。
- (5) 回答期日 令和 6 年 4 月 30 日（火）（予定）

6 企画提案参加申込書の提出について

(1) 企画提案参加申込書の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする事業者は、次の書類を提出すること。なお、様式を指定する書類は、総務課危機管理局から受け取るか本町ホームページからダウンロードすること。

- ア 企画提案参加申込書（様式 1）
- イ 会社概要書（様式 2）
- ウ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- エ 個人にあつては、身分証明書
- オ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（滞納がないこ

とが確認できること。)

カ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（滞納がないこと）が確認できること。)

キ 暴力団排除に関する誓約書、同意書及び役員等調書（様式3）

(2) 企画提案参加申込書の受付期間等

ア 受付期間

公告の日から令和6年5月7日（火）17時まで

イ 提出場所 三朝町役場 総務課危機管理局

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が証明できる方法に限る。）とし、受付期間を過ぎてからの提出は受け付けない。

(3) 参加資格審査

提出された書類により本業務のプロポーザルへの参加資格の有無を審査し、後日、「参加資格審査結果通知書（様式4）を電子メールにて応募者に通知する。

7 企画提案書の提出について

本業務のプロポーザルへの参加資格が認められた応募者は、審査に必要な書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（別紙企画提案書作成要領に基づき作成すること。)

イ 見積書（様式7に従い消費税及び地方消費税相当分を含む額を記載すること。)

(2) 提出部数

書類は全てA4版、横書きとし、一綴にしたものを7部（正本1部、副本6部）提出すること。

(3) 提出期間等

ア 提出期間

令和6年5月10日（金）から令和6年5月24日（金）17時まで

イ 提出場所 三朝町役場 総務課危機管理局

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が証明できる方法に限る。）とし、提出期間を過ぎてからの提出は受け付けない。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案書の内容をより具体的に説明し、方針等を詳細に提案するための場として、プレゼンテーションとヒアリング審査を次の方法で実施する。なお、7により提出された企画提案書の内容と異なる趣旨説明や新たな提案及び追加資料等の提出は認めない。

(1) 実施時間は、応募者1者につきプレゼンテーション20分、ヒアリング15分程度とする。なお、参加者が1者の場合でも実施し、プレゼンテーション開始に係る準備時間は実施時間に含めない。

- (2) プレゼンテーション方法は提案者の任意とする。なお、プレゼンテーションに必要なとなるパソコン等の機器は、提案者側で準備すること。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査への参加者は、3名以下とすること。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング審査は、令和6年6月上旬頃に実施する予定である。なお、会場及び開始日時等は後日連絡することとする。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、企画提案書の受付順で抽選を行い決定する。
- (6) 審査は、別に定める三朝町消防団デジタル化事業プロポーザル審査委員会において、審査要領に基づき総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。なお、採点結果及び最優秀提案事業者名を三朝町ホームページで公表する。
- (7) 企画提案書の提出後において、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリング審査への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を速やかに提出すること。なお、その場合、提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (8) プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。

9 審査結果の通知

審査実施後、審査に参加した者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式8）を送付する。なお、その通知日は、令和6年6月中旬頃を予定する。

10 プロポーザルの無効について

次に該当する場合は、無効とする。

- (1) 企画提案書等の必要書類を提出期間内に提出しない場合
- (2) 企画提案参加申込書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が第4項で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 第2項にある委託上限額を上回る見積書の提出があった場合
- (6) 審査に従事する職員に対し、評価に影響を与えるような不必要な接触を行った場合
- (7) 著しく審議に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書の内容は、本業務以外には使用しない。
- (3) 提出期間終了後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 本業務の遂行に関する書類は、本業務の完了の日の属する年度の終了後5年間は保

存すること。

- (5) 審査の過程内容については、採点結果及び最優秀提案事業者名のみ三朝町ホームページで公表する。また、審査結果に対しての異議申し立てについては受け付けない。